

令和2年度青森県農薬危害防止運動実施要領

制定 令和2年4月20日

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び生活環境保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに関係法令に基づいた使用等の徹底に努めてきたところであり、また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対応するため、適正使用に係る重要事項として農薬の飛散防止対策についても、関係部局と連携・協力し、取り組んできたところである。

しかしながら、農薬による使用者や周辺住民、家畜、環境等での被害発生や農薬の不適正使用による残留基準の超過、無登録や無登録の疑いのある資材（疑義資材）の販売・使用が全国的に散見されている。

このため、農薬取締法ほか関係法令の遵守徹底と農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売はもとより、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺環境への配慮を促すことにより、農薬の適正使用の推進と農薬事故等の未然防止に努めるものである。

第2 実施期間

令和2年5月1日から8月31日までとする。

第3 実施機関

青森県、全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県農薬商業協同組合、青森県農業共済組合連合会、公益社団法人青森県植物防疫協会

第4 実施事項

実施機関は、相互に連携を取りながら次の事項を実施する。

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

(1) 使用者等に対する普及啓発の強化

ア 県民への普及啓発

報道機関への記事掲載の依頼を必要に応じて行うとともに、市町村等の広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、広く本運動及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

イ 農薬使用者・販売者等に対する普及啓発

不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、関係法令及び農薬の安全かつ適正な使用、保管管理、適正販売、危害の防止対策、中毒時の応急処置等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及と理解増進を図る。

(2) 医療機関等に対する情報提供等

農薬中毒時の症状及びその応急処置等に係る情報提供等により、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期すとともに、今後の事故防止対策に反映させるため、事故内容等の的確な把握等について医療機関等との連携を密にする。

2 農薬の適正使用等に係る指導等の実施

(1) 農薬使用基準等の遵守と適正使用の指導徹底

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）を踏まえ、適用作物、使用量や希釈倍数、使用時期、使用回数等の農薬使用基準、並びに適用害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項の遵守を徹底するよう指導する。

（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

加えて、農林水産省から提示されている「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月15日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）等を参考に、「青森県GAP規範」（平成29年6月9日付け青森県農林水産部食の安全・安心推進課）の農薬の適正使用に関する点検項目を実践する等、安全な農産物の生産に向けて、積極的に農薬の適正指導を行う。

(2) 農薬の不適正使用防止対策の推進

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者、病虫害防除の責任者及び農薬使用委託者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について指導する。

なお、指導の実施に当たっては、農業協同組合等関係機関による集団指導や巡回指導等の方法により、その効果を上げるよう努める。

(3) 無登録の疑いがある資材の販売及び使用防止に関する指導

無登録や農薬に該当しない薬剤等の使用は、農薬取締法第24条違反であることから、これらの薬剤等は使用しないこと、また、その可能性がある薬剤は、農薬として販売及び使用しないよう指導する。

また、こうした薬剤等に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」※に提供するよう指導する。

※ https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.htm

(4) 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬取締法第18条第2項及び第24条で販売及び使用が禁止されている農薬が農業者の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、農林水産省のホームページ等から提供される情報を確認しながら、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。

また、販売禁止農薬に指定されるケルセン（別名：ジコホール）、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、農薬製造者が自主回収してい

るので、発見した場合は青森県農林水産部食の安全・安心推進課に連絡する。

(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)、消防法(昭和23年法律第186号)、「棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、「販売禁止農薬等の回収について」(平成23年12月13日付け23消安第4597号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

(5) 農薬使用に当たっての留意事項の遵守の徹底

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア 使用前に必ず、適用作物、使用時期、使用方法等について最新の使用基準を確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。

特に、① 育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないよう慎重に作業を行う、② 水田において農薬を使用するときは、7日間の止水期間を守るとともに、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、③ 農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

(「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)及び「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」(平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

イ 同じ科に属する作物であっても、形状や栽培形態が異なるもののほか、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。

(「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」(平成19年11月15日付け19消安第10047号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長、園芸課長、特産振興課長、大臣官房参事官(普及担当)通知)参照)

ウ 散布対象作物以外への農薬飛散防止のため、散布時の風速や風向に合わせ、散布方向や散布圧力、散布量を調整するほか、飛散が少ない形状の農薬や飛散を低減する散布器具を選択する。(「農薬飛散対策技術マニュアル」※を参照)

※http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/index.html

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく有機農産物及び青森県特別栽培農産物認証制度(平成11年4月1日制定)により特別栽培農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で農薬を使用する場合には、当該生産者ほ場への農薬の飛散等に十分注意する。

オ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その農薬の効果が十分保証されないほか、使用基準や残留農薬基準値が変更されている可能性があることから使用せず、適正に処理するよう指導する。

カ 必要に応じて現地混用を行う場合は、以下の点に留意する。

① 混用を行う農薬に、他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場

合は、それを厳守すること。

- ② これまでに得られた試験研究の知見を十分把握した植えて、現地混用による危害が発生しないよう注意すること。その際、必要に応じて生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等の利用を図ること。
- ③ 知見のない農薬の組合せでの現地混用は避けること。

(6) 住宅地等での農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、病院、保健所その他公共施設内及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する場合は、周辺住民に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、以下の事項の遵守を徹底する。

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園含む。）で農薬を散布する場合は、農薬の飛散を低減するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前に使用者の連絡先や農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により十分な時間的余裕を持って周知を行う。

イ 公園、街路樹等一般場面

学校、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、定期的に農薬を散布することを止め、病虫害の被害や雑草の発生状況を確認しながら早期発見に努め、被害部の切取りや捕殺、機械除草等の物理的防除により対応することに最大限努めることとする。

必要により農薬を使用する場合は、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、使用は最小限の部位及び区域に留めるよう努める。

また、同様に飛散低減対策を取るとともに、事前に農薬の使用について周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。なお、必要に応じて、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じること。

（「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境対策課農薬環境管理室平成26年1月改訂）参照）

さらに、農薬使用者等だけでなく、施設管理者等や施設内・住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

(7) 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

農薬使用者及び周辺住民への健康被害発生防止のため、防護マスク等の着用や施用直後の被覆を確実に行う等、安全確保を徹底するよう指導する。

(「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知) 参照)

特に、クロルピクリン剤については、容易にガス化し、催涙を伴う刺激臭があるため、取扱いには細心の注意を払い、人家や畜舎等に近接する農地での使用を避けるとともに、施用後は直ちにシート等(厚さ0.03mm以上のもの、難透過性のもの)で被覆するよう指導する。

(8) 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の周知徹底

ア 有人ヘリコプター及び無人航空機を用いて農薬を空中散布する農薬使用者等に対し、関係法令等を遵守し、散布日や使用する農薬の種類等について、周辺住民等へ事前に周知を行うよう指導する。

また、農薬散布にあたっては、青森県無人航空機空中散布等実施要領に基づき、事前に空中散布計画書を作成して青森県産業用無人ヘリコプター協議会(事務局：青森県植物防疫協会)に提出するほか、実際の農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意するよう指導する。

(有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)、無人航空機：「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日消安第1388号消費・安全局長通知) 参照)

イ 特に、近年利用が増加している無人航空機による農薬散布については、農薬使用者等に対し、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだほ場地図を用いて、散布直前にはほ場周辺を実地確認して架線等の危険箇所を把握するよう指導し、飛行経路、オペレーターとナビゲーター等の配置についても、事前確認により徹底する等、安全対策を強化・徹底し、事故防止を図る。

なお、小型の無人航空機(ドローン等)は、風の影響を受け易いため機体等メーカーが取扱説明書に記載した散布方法(飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速)を参考に散布を行い、取扱説明書等に記載がない場合は、飛行高度を作物上2m以下とし、風速が3m/秒を超える場合には農薬散布しないことを徹底

する。

万が一、事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応するよう農薬使用者等に対し、周知を徹底する。

ウ 公園、森林、ゴルフ場等において航空防除を行う場合についても、同様に関係法令等の遵守と周辺住民や施設利用者等への事前周知の実施等を徹底させる。

(9) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記1に基づく対策の徹底を図るとともに、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、使用残渣等は、ペットボトル、ガラス瓶などの他の容器へ移し替えたりしないこと。また、保管は施錠できる場所や保管庫で行うこと。

万一、農薬の容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、空容器を購入し、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲事故防止のための適切な対応策を講じること。

(「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成23年5月16日付け23消安第1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

イ 不要となった農薬は、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理すること。

(10) 農薬として使用することができない除草剤に係る注意喚起

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等の病虫害又は雑草の防除のために使用することは禁止されており、農薬に該当しない除草剤(農薬取締法第22条第1項に規定する農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤。以下同じ。)を農作物等の栽培・管理に使用することはできない。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる(例:公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例が国で確認されている。「農作物等」とは、人が栽培している植物の総称であり、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれることに留意し、これらに除草剤を使用する際は、容器包装に「農薬として使用できない」旨の表示がないか十分確認する。

(11) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、健康管理に十分留意させること。特に共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者等を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に、毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）に該当する農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施することのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密に情報共有を図り、効率の良い立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導

農薬の販売に当たっては県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等による通信販売やオークション等を含め販売を行わないよう指導を徹底する。

(3) 農薬として使用することができない除草剤の販売等に係る指導

近年はドラッグストアやいわゆる100円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されており、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。このため、農薬に該当しない除草剤の販売業者に対しては、特に以下の事項に留意し、指導する。

ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること。

- ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。
- エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。
- オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

（「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成31年3月28日付け薬生薬審発0328 第8号・30 消安第6268号・2019 製化管第32号・環保企発第1903287号・環水大土発第1903281号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

4 有用生物や水質への影響の低減対策

（1）蜜蜂の被害防止対策

農薬使用が原因と疑われる蜜蜂への被害が発生したりしないよう県の農薬担当部局と畜産担当部局が情報共有を図り、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、被害防止の取組を強化できるよう指導する。

特に、蜜蜂への被害事例の大半が水稻のカメムシ防除の時期に水田周辺で発生していることを踏まえ、当面の対策として、以下の取組の実施に努める。

ア 水稻開花期（本県では例年8月上～中旬）に蜜蜂が水田周辺に飛来することや殺虫剤の暴露により蜜蜂に被害が生じることなどを養蜂家、水稻農家等の関係者に周知する。

イ 養蜂関係団体と農業団体は、巣箱等の蜂場設置場所、農薬散布計画等の情報を相互に提供・共有し、養蜂家及び水稻農家に確実に伝える。

ウ 蜜蜂への被害を軽減するため、養蜂家及び水稻農家は以下の対策を推進する。

- ① 養蜂家は、蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所への巣箱の設置をできる限り避けるか、カメムシの防除時期である水稻の開花期から開花期後2週間程度の間巣箱を退避させる。
- ② 水稻農家は養蜂家と農薬散布日、蜂場設置場所などの情報を共有するとともに、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避けたり、日陰に巣箱を設置するなどの対応を取れる場合は

農薬が散布されている間、巣門を閉鎖したり、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知）、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局長通知）、「令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（令和元年6月21日付け元消安第9120号・元生畜第207号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知）、「蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について」（平成27年7月31日付け27消安第2673号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について」（平成27年12月3日付け27消安第4649号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知）参照）

（2）水産動植物の被害及び水質汚染の防止対策

水田において農薬を使用する場合は、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を遵守し、畦畔の整備などの必要な措置を講じるよう指導する。なお、特に水稻の移植前に使用することができる農薬については、農薬のラベルにおいて使用時期が「植代時から移植4日前まで」とされているものであっても、農薬の河川等への流出を低減するため、使用時期を植代時から移植7日前までとし、移植6日前以降は使用しないようにすること。

さらに、以上の対策を行っても、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値を上回る濃度の農薬成分が公共用水域から検出される地域においては、当該農薬の移植前の使用中止や短期間に集中して使用されることを避けるための対策を検討するよう対処する。

また、水産動植物の被害防止、河川や水道水源等の汚染防止等、環境保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(3) 土壌くん蒸剤による水質汚染への対応

因果関係は必ずしも明らかではないものの、ほ場周辺の井戸水から深層処理した際のクロルピクリン剤が高濃度で検出された事例があったことから、環境及び衛生関係当局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 散布作業前日に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（防止対策は下記（2）のア、イ）
- ② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（防止対策は下記（2）のウ、オ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（防止対策は下記（2）のエ）
- ④ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（防止対策は下記（2）のカ、キ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- エ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を厳守する。
- オ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- カ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- キ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（防止対策は下記（2）のア）
- ② 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（防止対策は下記（2）のイ）
- ③ 強風中の散布による周辺の者や風上に向かっての散布による散布業者自身が農薬に暴露したことによるもの（防止対策は下記（2）のウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（防止対策は下記（2）のオ）
- ⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（防止対策は下記（2）のカ）

(2) 防止対策

- ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。また、小型の無人航空機（いわゆるドローン）は風の影響を受けやすいので、取扱説明書に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）で散布する。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、住宅、畜舎等に近接する農地での使用は避け、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、直ちに厚さ0.03mm以上のシートや難透過性資材で完全に被覆する。
- カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（防止対策は下記（2）のア）
- ② 農薬を散布した場所に通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（防止対策は下記（2）のイ）
- ③ 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの（防止対策は下記（2）のウ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 土壌くん蒸剤を使用した際は適正な資材（厚さ0.03mm以上のシートや難透過性資材）で被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の立入を防ぐ。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠していなかった等、農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（防止対策は下記（2）のア、イ、ウ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（防止対策は下記（2）のエ、オ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（防止対策は下記（2）のエ、オ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、すべての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの食料品の空容器等へ移し替えしない。
- ウ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等の注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、最寄りの地域農林水産部の農薬相談室や病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害、環境への影響】

(1) 原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（防止対策は下記（2）のア、イ、ウ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂への被害が発生したもの（防止対策は下記（2）のア、イ、ウ、オ、カ）
- ③ 水田において使用した農薬が、周囲の水産動植物に被害を与え、または河川等に流出したもの（防止対策は下記（2）のエ）
- ④ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（防止対策は下記（2）のキ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向き、ノズルの向きに注意する。
- エ 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間

中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

オ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。

カ 養蜂が行われている地区では、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避けるとともに、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

キ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解（防止対策は下記（2）のア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解（防止対策は下記（2）のイ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（防止対策は下記（2）のウ）
- ④ 別の作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壤中当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（防止対策は下記（2）のエ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（防止対策は下記（2）のオ～ケ）
- ⑥ 複数の作物を混植していたため、散布対象以外の作物にも農薬が散布されたもの（防止対策は下記（2）のコ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（防止対策は下記（2）のサ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足（防止対策は下記（2）のア、ウ）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用（防止対策は下記（2）のイ）
- ③ 農薬を使用してから収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足（防止対策は下記（2）のエ、オ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（防止対策は下記（2）カ）

(2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、使用されている場合は、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握する。
- エ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- オ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- カ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 同一農薬または同一の有効成分を含む農薬の反復使用

(1) 原因

- ① 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用（防止対策は下記（2）のア）
- ② 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用（防止対策は下記（2）のイ）

(2) 防止対策

- ア 病害虫の抵抗性発達により、防除効果が得られなくなることを防ぐため、同じ農薬の連続使用は避ける。

イ 農薬の成分総使用回数を超えないよう、同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

4 水田周辺等環境への流出

(1) 原因

水田において使用した農薬が流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（防止対策は下記（2）のア、イ）

(2) 防止対策

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 特に水稻の移植前に使用することができる農薬については、農薬のラベルにおいて使用時期より前までに使用する等、農薬の河川等への流出を低減するための対策を講じる。

ウ 以上の対策を行っても、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値を上回る濃度の農薬成分が公共用水域から検出される地域においては、当該農薬の移植前の使用中止や短期間に集中して使用されることを避けるための対策として当該農薬成分を含まない農薬の導入促進等を検討するよう対処する。

エ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物に該当する農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

- (1) 当該農薬の譲受者である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人等に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人等に伝える。
- (3) 毒劇物に該当する農薬は毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人等に伝える。
- (4) 毒劇物に該当する農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人等の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。